

**「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」(第1回)
議事要旨**

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：令和6年11月19日(火) 13:00~15:30

場所：オンライン会議

(2) 議事

- (1) 業界関係者・地方自治体のヒアリング(非公開)
- (2) 検討会の開催要綱について
- (3) リユース等を取り巻く社会動向、これまでの取り組み
- (4) 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性へのご意見

(3) 出席委員

小野田 弘士 早稲田大学 理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科長 教授
田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
手塚 一郎 清和大学 副学長 教授
沼田 大輔 福島大学 経済経営学類 教授
山川 肇 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

(4) 欠席委員

佐々木 創 中央大学 経済学部 教授

(5) 配布資料

- 資料0 議事次第
- 資料1 委員名簿
- 資料2 業界関係者・地方自治体のヒアリングの実施方針(非公開)
- 資料3 令和6年度使用済製品のリユースの促進に係る検討会 開催要綱
- 資料4 リユース等を取り巻く社会動向とこれまでの環境省の取組
- 資料5 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性

- 参考資料1 第五次循環型社会形成推進基本計画(概要)
- 参考資料2 リユース促進に関するこれまでの環境省の取組
- 参考資料3 令和5年度モデル実証事業報告書(概要版)
- 参考資料4 令和4年度モデル実証事業報告書(概要版)

(6) その他

本検討会は「議事(1) 業界関係者・地方自治体のヒアリング」を除き、公開にて実施された。

2. 議事概要

(1) 業界関係者・地方自治体のヒアリング

(非公開)

(2) 検討会の開催要綱について

【環境省 角倉次長】

- ・ 本日はお忙しいところお集まりいただき御礼申し上げます。
- ・ まず本検討会の主たる議題であるリユースについては、循環基本法において優先順位がリサイクルよりも高く位置づけられている。リユースの推進は、製品を長く大切に使うことで廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時や廃棄時の資源消費、環境負荷を回避することにもつながる重要な施策である。政府では、本年7月30日に循環経済に関する関係閣僚会議を新たに設置し、循環経済への移行を国家戦略として着実に推し進める取組を具体化した政策パッケージを年内に取りまとめることとしている。また、8月2日にはサーキュラーエコノミーの実現を国家戦略として初めて位置づけた第5次循環基本計画が閣議決定された。この計画の中では、循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに80兆円に拡大させることを目指すことが掲げられており、その一部である使用済製品のリユースの市場拡大も求められている。この循環経済への移行にあたっては、国民一人一人や企業の行動変容を促し、これを地域、国、地球規模へと広げていくことが極めて重要であると認識している。こうした考え方の下、環境省においても、これまで使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業の実施、リユース市場規模および消費者のリユースに関する意識調査、自治体向けのリユースに関する手引きの作成、事業者や消費者向けのHP、パンフレットの作成などを実施、リユースの促進に関する各種取組を行ってきた。環境省としては、これまで以上にリユースの促進に向けた取組を強化していきたいと考えている。本検討会では、リユースをはじめとした2Rビジネスを取り巻く状況整理を基に、我が国における使用済製品のリユースの促進に向けた方向性について幅広くご検討いただきたいと考えている。本日は活発なご議論をいただくよう、どうかよろしく願います。

【小野田座長】

- ・ それでは主題に沿って進めさせていただく。まず議事(2)、本検討会の開催要綱について、事務局からご説明をお願いします。

【環境省 村井補佐】

- ・ 資料3を基にご説明。

【小野田座長】

- ・ ただ今のご説明について、委員から確認事項はあるか。
→ (異論なし) 十分理解いただいていると思うため、議事を進めさせていただく。

(3) リユース等を取り巻く社会動向、これまでの取り組み

【小野田座長】

- ・ それでは議事「(3) リユース等を取り巻く社会動向、これまでの取組」について、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】

(資料4の説明)

【小野田座長】

- ・ ただ今の資料に関する質疑応答は、次の議題の説明をいただいた後に実施したい。

(4) 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性へのご意見

【小野田座長】

- ・ 事務局から「(4) 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性へのご意見」について、資料の説明をお願いします。

【事務局】

(資料5の説明)

【小野田座長】

- ・ 事務局から説明いただいた資料4、資料5、また非公開で実施したヒアリング内容も踏まえて、ご質問・ご意見などをいただければと思う。

【沼田委員】

- ・ まず、先ほどの資料4のスライド40の「信頼性向上に向けた認証制度」で、リユース検定や家財評価アドバイザーなど事業者の質の向上が紹介されている。一方で、かながわりユースショップ認証制度もあり、こちらは消費者への情報提供に近いと思う。類似した制度は他の自治体でもあるのか、教えていただきたい。

【事務局】

- ・ 同様の制度は他の自治体でも確認されている。具体的に調査ができていないが、他市でも実施している事例がある。明確に認定の基準を設けているケースや、届け出によって認定をするケースなどがあるようである。少し情報収集をさせていただき、あらためてご報告をさせていただきたい。

【沼田委員】

- ・ 各県や各市町村で独自に基準をつくって、実施しているイメージか。

【事務局】

- ・ ご認識のとおりである。

【沼田委員】

- ・ 論点4の「消費者が安心・安全にリユースできる環境整備について」と「信頼性向上に向けた認証制度」は連動している話だと思うので、一つの論点になるかと思い確認した。

【田崎委員】

- ・ この4つの論点に加えて、もう一つ論点を入れたほうがよいと考える。欧州だと、修理の権利や耐久性の評価、修理のしやすさという評価もある。リユースに耐えられない製品、リユースショップが買取しない製品をまず減らすという、新品の製品設計の視点を5点目の論点として提案する。
- ・ 論点1について、一般の市民が退蔵品や廃棄物からリユースできるものを分けることに面倒を感じる場所が多く、利便性を高める必要がある。自治体からの紹介でもあったとおり、廃棄物として排出したものを、デフォルトとして、自治体や回収した人がリユースできると、市民の負担なくリユースに回せる。国としても基本ルールとしていくぐらいの気持ちで政策を展開していく必要がある。
- ・ その他、最近ではアプリを使った回収や店頭での回収など、いろいろなリユースの手法やルートが増えている。多様なルートが市民に伝わるようにすることと、年齢層や性別によって使いやすい集め方を特定して横展開することが必要ではないか。

【環境省 村井補佐】

- ・ 論点追加についてご提案いただき感謝する。重要な観点だと思うので、検討させていただく。
- ・ デフォルトについては、リサイクルよりリユースのほうが優先順位は高いという基本的な考え方を踏まえて、いろいろとご意見をいただき議論させていただきたい。

【手塚委員】

- ・ 挙がっている論点案に異存はなく、田崎委員の5つ目のご提案にも賛同する。
- ・ 田崎委員のご意見にもあったように、消費者が廃棄物として排出するのではなく、リユース市場へ出す立場を担うように、かつなるべく障壁なく進むように、という観点が非常に重要だと思う。一方で、プラットフォームとして受け止める側にも使いやすい制度を両立させることが必要になってくるだろう。その場合、先ほどのヒアリングでも発言があったが、事業者にとって法令や規制によるリユース促進の障壁があるのであれば、その障壁をどう取り除くかという検討も必要だろう。その表裏の関係として、消費者保護は、重要な点として見過ごせない。業界の健全な発展・育成という話もヒアリングで出ていたが、不適切な事業者によって、リユースを含めた業界の信頼性が落ちていることは、8年前の検討会でも指摘があった。法制度の中でいかに健全化へ誘導していくか議論したい。

【山川委員】

- ・ 田崎委員のご意見にも関連するが、5つ目の論点としてリペアの促進も挙げていいと考え

る。リペアに関する世界的な動きもあり、部品リユースの観点からリユースとリペアは連続的で、リファービッシュなどとも関連する。これら資源、製品の長期使用に資する2Rの取組の促進として、リペアも特に挙げてはどうか。関連して、論点1で、ヒアリングでも発言があったが、リペアして販売するとき、リペアの課題が制約になってリユースできていない側面もある。制度的な理由でもあったと思うので、5つ目の論点か論点1かで取り上げるとよいと考える。

- ・ 論点3で、量的、価値的な分野に加えて、豊かな生活文化としての2Rも論点にさせていただけるとよい。例えば金継ぎやパッチワークなど、量的には少ないかもしれないが、注目されることでリユースやリペアの裾野が広がり得る分野も、論点の中に入れるとよいのではないかと。
- ・ 最後にもう一つ、リユースや長期使用の目標設定についても意見交換ができるといい。

【環境省 村井補佐】

- ・ 手塚委員の規制の阻害要因、また表裏一体の消費者保護については、おっしゃるとおり昔からある課題である。バランスが難しい部分があるため論点4に入れさせてもらった。ぜひ引き続きご議論いただきたい。リペアについても、リペアをリユースの中にどう組み込むかは重要だと考えている。ぜひ具体的なご提言をいただきたい。

【手塚委員】

- ・ 事業者のヒアリングの中で、教育活動の場にリユースの普及啓発を展開する事例があり、非常に重要だと考える。いわゆる環境教育の一環として、リユースが世代を超えて、当然のものになり、リユースをすること自体が格好よく思われないと、広がらないと思われる。その感覚は幼いころからの積み重ねが非常に重要だと思う。初等教育から高等教育まで、いろいろな展開の仕方があるだろうが、リユースを当然のもの、格好いいものにするという環境教育の角度からのリユース促進も検討していただきたい。

【環境省 村井補佐】

- ・ おっしゃるとおり、教育や普及啓発は大事だと考える。我々の調査の中でも、年代別によってリユースの捉え方が違うというデータも出ていることから、教育や環境によって変わる部分はあると思われる。ぜひご提言いただきたい。
- ・ 山川委員の目標設定の話は、田崎委員からのご指摘とも深く関わると思う。上流側の部分についても引き続き議論していただきたい。

【田崎委員】

- ・ サーキュラーエコノミーに関する施策など、民間事業者や市民を巻き込みながら取り組む政策の場合には、目標設定は大切である。既に市場規模の目標設定はされているが、金額だけでなく、重量の目標設定をしていくべきだと考える。どのような目標が計測でき、かつ、意味のあるものかは、我々が議論していく必要があるのではないかと。
- ・ 手塚委員の意見の業界の信頼性に関連して、欧州の2010年あたりの消費者保護の議論の中では、基本的に新品も中古品もリユース品も、同じような保証の状態を保つという発想で

政策が動いていた。日本だと、新品は保証期間も長くサービスも付いているが、リユース業界では、まだ発展途上だと思う。新品・リユース品に関係なく、消費者は同じ程度の保護をされ、安心してリユース品を買える状態が最終形ではないか。それを目指すように、業界・施策ともに進めていく必要がある。

- また、リユース品は保証が付かないと不安に思う市民もいると思うので、認証制度や保証など業界の方々による取組は、市民に情報を伝えることも実施していく必要がある。

【環境省 村井補佐】

- 指標として重量等という指摘をいただいたが、他の資源循環の分野では重量等の目標があるため、当然リユース分野でも策定はあり得ると考える。調査が可能かどうかを踏まえて、今後どのような形で目標等を設定するか、方向性を示すかについてご提案させていただきたい。
- 保証は、現在自主的に各事業者がビジネスとして取り組んでいると承知している。まさに信頼性の向上に資する部分はあると思うので、どのような形で広げていくか、ぜひご議論いただきたい。

【山川委員】

- 指標について、リユースがどのくらいされたかという指標も重要だが、リユースやリペアの目的は長期使用であるため、例えば1人1年当たりの製品の投入数という指標も重要だろう。マテリアルフットプリントのように資源量としての抑えはあると思うが、製品数としての抑えも考えておく必要があるのではないか。

【小野田座長】

- 欧州の状況などは、抑えていただきながら、例えば本年度はどこまで検討できるかは事務局側でぜひ整理いただきたい。

【沼田委員】

- 個人的には論点4の信頼性維持・向上が重要だと考えている。本人確認情報を入れることが理由でリユースを控えている方がいる事例がヒアリング等にもあった。信頼性をどう高めるのか、公的機関がどのように役割を果たせるのかが重要な論点だろう。
- 論点1のリユース品回収に向けた取組について、いつでも出せるという、敷居をどう低くするかがとても大切だと考える。リユース品を出したい人はおそらくたくさんいるが、どうやって出したらいいか、どこへ持って行くべきかわからないために、結局家に退蔵している人がたくさんいる。いつでも出せる環境をどのようにつくるのが重要な論点だと考える。同時にリユース品を引き取る敷居をどう下げるのか、どのようにペイする仕組みをつくるかも重要な論点である。この2つが重要な論点だろう。
- 昨日リユーススポットの現場を見てきたが、値付けされること自体に抵抗がある人が結構いると、自治体の方がおっしゃっていた。目の前で「あなたの商品は1円です」と言われるとショックを受ける方もいる。単なるお金の問題ではなく、持って行く人にどのような価値を与えたらいいのかという観点もある。気持ちの面も含めた議論ができれば、より有意

義で意味がある。

- ・ ヒアリングでもあったが、制服を共通化している自治体もある。一方で、リユース品はいろいろな家でいろいろな形で使われているので、個別化や個品という話も出てきたと思う。どこまで共通化をして、どこまで差別化をしていくのかも検討に入れると有意義な形になるのではないかな。

【環境省 村井補佐】

- ・ 信頼性についてはご指摘のとおりで、どのように行政として対応すべきか考えていければと思う。特に行政と言っても、国と、地域に根差して実際にリユース業者とやりとりする自治体は分けて考えることも可能かと考えている。
- ・ リユースの敷居を低く、出しやすいようにという点もご指摘のとおりで、場所や頻度や出し方など、いろいろな形で対応できると思うので、ヒアリング等を通じながら、いろいろな事例を収集して議論いただければと思う。
- ・ 製品の共通と個別という点も、我々も準備する中で迷った点で、製品ごとによっておそらく状況が異なるかと思う。引き続き検討いただきたい。

【手塚委員】

- ・ 自治体のヒアリングであった制服の共通化は、非常に興味深く聞いていた。リユースしやすくするというか、こういう形でもリユースが可能だということは、言われてみればそのとおりである。一つの自治体の中に複数の学校があるからこそその政策ではあるが、意外と灯台下暗しであったのではないかな。個々の学校の独自性も尊重されるべき部分もあるので、強制されるべきものではないと思うが、学校数が多い自治体の場合には、リユース教育という面や、潜在的なニーズの観点からも、非常に面白い先行事例として紹介されるべきものだと感じた。このような例がいろいろな主体に伝わるような方策も、ぜひ検討会の中で議論できればと思う。

【山川委員】

- ・ 少し個別的な話になるが、リペア促進に関する議論として、検討したい点を挙げさせていただきたい。1つ目は、合理的な価格や納期で修理できるようにする施策の検討である。先日、初期不良で修理したい製品が、部品の到着までに2カ月ぐらにかかるといって諦めたことがあった。価格と併せて納期も非常に重要なポイントとなる。修理部品のスムーズな供給に関する施策、義務化も検討が必要だろう。
- ・ 2つ目は、部品保管期間規定がいくつかの家電製品などにはあるが、古い規定であり、最近の商品については規定対象外である。そのような部品の保管規定を見直して、適切な設定が必要ではないかな。
- ・ 3つ目として、資源有効利用促進法の中に修理関係の規定もいくつかあるが、個別企業のフォローアップや、チェック、公表があまりされていない状況がある。これまでのリユース促進でやるべきこととして挙げたことも含めて、フォローアップ、点検促進等も少し議論いただけるといい。
- ・ 最後に、海外でリファーマビリティ品が広がっているという話がある。日本では少しずつ広

がりつつあるが、今一つ広がっていない。リファービッシュ品の需要を高めるための広報も、海外の状況を見ながら検討していく必要があるのではないかと。

【田崎委員】

- ・ 信頼性確保、行政で何ができるかを中心にお話ししたい。
- ・ まず一つが、リユース品の販売時の保証だけでなく、リユース品を廃棄物と分けて集める際の信頼性確保も大切だと思う。消費者がリユースショップに持っていったときに、想定よりも安く買われてしまったという事例については、自分がまだ使えると思っているものと売れるものと間にギャップがあることを消費者が理解する必要がある。逆に、業界でもそれなりに高く買い取るような努力を取る必要がある。いずれにしても、その部分での社会的な学習が必要ではないか。
- ・ 行政ができることでは、民間企業が物品を調達する際にリユース品を購入している割合と、自治体がリユース品を購入している割合を比較すると、1桁くらい違うことが以前のリユース検討会でも明らかになっていた。自治体の財政や品質等も含めて、何を買うべきかはきちんと検討するべきであり、あらためて自治体で調達しているリユース品の割合がどれくらいかは調査すべきであろう。
- ・ 3点目が、デジタルリストの活用が一つの方向性になると考える。事業者から DPP（デジタル製品パスポート）の話があった。米国では自動車に対して DPP の仕組みが行われている。自動車が、いつどのディーラーに販売され、誰に転売され、どの店舗で売られたか、修理や車検がどこで行われたか、その情報が一元的に政府に集められる。もともと盗品販売防止のための仕組みであったが、修理の情報は、消費者が安心して購入できるための情報でもあり、値付けにも関係してくる情報でもあるため、いろいろなメリットがある。しかもこのシステムは、行政が公共的にやりつつも、個別の民間事業者がデータを抽出して、よりわかりやすい形で販売するという、プラットフォーマーとして介入しているため、上手にパブリックとプライベートが役割分担している事例となる。いくつか他の分野で応用できるのではないかと、長い目では考えたほうが良いだろう。

【山川委員】

- ・ スマホ等の通信機器の修理やバッテリー交換の際、電波法との関係で、問題が生じる可能性がある。この問題は必ずしも世界的に共通ではなく、日本独自の側面もあると聞いている。手塚委員の意見でもあったが、リユースやリペアがしやすいように規制緩和や変更ができるのであれば検討すべきだろう。

【環境省 村井補佐】

- ・ 電波法や資源有効利用促進法、古物営業法の話は他省庁にもまたがる話であるため、連携しながら何ができるかを含めて議論・検討したい。
- ・ 制服については、出る前にどのように共通化するか、そもそもニーズがあるかどうかにもかかわる議論だと思うので、事例を進めながら検討したい。
- ・ リペアの促進について、納期や価格など、使い勝手のよさにもつながるため、どのようにリペア促進ができるかは引き続きご議論いただきたい。

- ・信頼性については、実際に安く買われたという事例を出していただいたが、おそらくリユースを使っただけの方が増えれば、社会的な学習ができ、相場観ができてくる部分があるかと思う。教育や情報発信も含めながら対応していきたい。
- ・また、自治体のリユース品購入割合の実態把握については、先ほど田崎委員から事例をご紹介いただいたが、事例や横展開可能な形について調べていきたい。

【環境省 近藤室長】

- ・さまざまなご意見をいただき感謝する。総括的に幾つか申し上げたい。
- ・過去、リユース検討会は公開・非公開を含めて何回か開催したが、今回はコロナ禍を経て、状況が変わり、リユースが伸びているという状況を踏まえての検討会であり、今までとはフェーズが違う部分もあると思う。そんな中で、今までのご意見を分類する。まずできるのは、いい事例をPRするという促進的な手法だろうと思う。なかなか知られてない事例、どれがいい事例か分かりづらいところもあるため、ご意見をいただきながら今後整理していきたい。平成27年度に自治体向けのリユースの手引きを作成したが、このような手引きも民間向けも含めて手を広げていければと思う。
- ・また、リユースの回収ルートを増やしたほうが良いというご意見をいただいた。何でも出せばいいという自治体がとても少ないのは、理由があるだろう。また、排出する側で選別することによって、その後のコストが減るという部分もあり、一長一短あるかと思う。ご意見をいただきながら整理をしたい。
- ・他方で、対消費者という点で、消費者の方々も接点が増えてきているというところがある。こちらのほうからどういうふうにもいいものを選んで使っただけなのかというようなアプローチもあろうかと思う。
- ・他方で、法令面では、今ある法令には理由があって今の形になっており、これを変えていくことは、やや慎重に検討する必要がある。特に廃掃法は、不適切な処理、不法投棄につながるものは防止をする立て付けになっている。別の担当課とも、調整しながら進めたい。
- ・上流側の製品設計やリペアについては、長期使用を前提につくろうとすると、初期にかかる製品コストが上がり、新品の値段が上がる。製造側の意見もあると思うので、経済産業省とも相談し進めたい。
- ・リユース品の値付けでは、自分が持っていった商品が安い価格を付けられてびっくりする話があったが、先日、ブランドメーカーの方から同様の話を聞き、大事にしているものをいかに気持ちよく出してもらうのが重要である。リセールも広がりつつあるため、お話も聞きながら進めていきたい。
- ・総じて自治体や業者の方々へのヒアリングも進めていかなければいけないし、指標についても、今ある統計データでは十分追い切れないところもあるため、業界で協力する、あるいは一定のカテゴリーでどのようなデータが算出できるかもご意見をいただきつつ、考えていきたいと思う。まず基礎的な整理をしていただくと思うが、ここから1年、数年かけて徐々にできることを進めていきたいと思っているので、引き続きご協力のほど、よろしく願います。

【沼田委員】

- ・ 十分高いお金が付くリユース品は、勝手に市場で回るので、安く値付けされる、もしくは値付けされないようなリユース品をどのようにリユースするかが重要な問題だと考える。その場合、価値の高め方として、単に金銭的な価値を高めるという視点だけでは裾野が広がらない面もあり、おそらくペイはなかなかしない。一方で、最近市民の方から聞くのはギフトエコノミーである。次の人が大切に使うのであれば、安くてもタダでもいいという方が一定数いらっしゃる。お金や物量の観点も非常に重要だが、次に使ってくれる人にどう大切に使用してもらえるかという気持ちの面を捉えると、低い値で買ったたかれるものもリユースするという裾野が広がるだろう。ギフトエコノミーや交換など、お金なしの部分を含めて、考えていくといい。

【田崎委員】

- ・ 沼田委員と同様に、論点2の付加価値について、経済的な価値だけではなく、社会貢献型のリユースとして、寄付をする、雇用を創出する、障害者を雇う等にも目を向けると、気持ちよくリユースに出していただく気持ちは芽生えてくるだろう。

【手塚委員】

- ・ 現行法令に意義があることは、当然意識はしている。リユースにかかわる各主体の立場によって、何をすればリユース促進につながるかという感覚は当然違う。例えば消費者であれば、簡単に出せて、持っていてももらえるほうが楽であり、事業者としては、できるだけ排出側で分けてくれれば、リユース市場に回せるものを受け止めやすく、行政としては、廃棄物の不適正な処理につながっては困るので、一定程度の制約は必要だと考える。
- ・ 私自身も規定を全て取り払わなくてはいけないとは当然思っていない。一方で、例えば、何らか別のやり方で不適正処理が避けられるが、現行の法令だと少し厳しすぎてリユースの促進を阻害している部分があると感じている主体がいるのであれば、そういう意見にも耳を傾けた上で、必要性の検証は必要だろうと考える。各主体の視点を大事にしながら、どの論点も議論を深めていければと感じた。

【小野田座長】

- ・ 本日いろいろな意見をいただいたので、事務局で整理いただいて、次の議論につなげていただきたい。それでは、本日の議事は以上とする。進行を事務局にお返しする。

3. 閉会

【事務局】

- ・ 小野田座長、委員の皆さま、本日は活発なご議論をいただき誠に感謝する。本日の検討会は、これにて閉会とさせていただきます。

以上